

タイトル	規約・会則
著者	
引用	北海学園大学経済論集, 73(1)
発行日	2025-07-30

北海学園大学経済学会会誌『北海学園大学経済論集』規約

第1条（発行主体）

北海学園大学経済学会会誌『北海学園大学経済論集』（以下、論集）は、北海学園大学経済学会（以下、経済学会）の名において発行される。

第2条（発行責任）

論集の編集責任は論集委員会が負う。

第3条（発行回数）

論集は、原則として年3回、4ヶ月ごとに発行する。

第4条（掲載資格者）

第1項 論集の掲載資格者は、単著については次のとおりとする。

- (1) 経済学会の正会員（本学経済学部専任教授、准教授、講師、助教）。
- (2) 本学経済学部の名誉教授。
- (3) 本学経済学部の非常勤講師で、本項1号に該当する者の推薦ある者。
- (4) 賛助会員（本学関係者、本学大学院経済学研究科修了者および本学経済学部卒業者）で論集委員が依頼する審査員による審査に合格した者。
- (5) 学生会員（本学大学院経済学研究科在学者、および本学経済学部学生）で指導教員の推薦を受け、かつ、論集委員が依頼する審査員から掲載許可を得た後、論集委員が掲載を認めた者。なお、本学大学院経済学研究科博士課程をいわゆる満期退学（単位取得退学）した者で、論集委員が掲載を妥当と判断する場合は、学生会員と同等の取り扱いとする。
- (6) その他、論集委員が経済学会の承認を得て掲載を認めた者。

第2項 共著の掲載については、前項1号に該当する者が少なくとも共著者の一人であることを要件とする。

第5条（掲載内容）

論集の掲載内容は、次のものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 資料
- (4) 翻訳
- (5) その他

第6条（著作権）

第1項 論集に掲載された論文などの著作権（著作財産権、Copyright）は、経済学会に帰属する。

第2項 ただし、論集に掲載された論文などの執筆者が、その論文などをもとにした著作・論文集を刊行する場合、経済学会は無条件でこれを認める。この場合、執筆者は経済学会に対して許可を求める必要はないものとする。

附 則

この規約は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年7月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

北海学園大学経済学会会則

- 第1条 本会は北海学園大学経済学会と称し、事務所を北海学園大学経済学部内に置く。
- 第2条 本会は広く経済学の研究、経済調査の実施及びその発表を目的とし、下記の事業を行う。
- (1) 会誌「経済論集」の発行
 - (2) 研究会並びに講演会の開催
 - (3) 経済調査の実施
 - (4) 図書の刊行
 - (5) その他
- 第3条 本会は正会員（本大学経済学部専任教授、准教授、講師、助教）をもって組織する。
- 第4条 本会は、申込みにより賛助会員（本学関係者・本学経済学部卒業生及び経済学研究科修了者）、学生会員（経済学部学生及び経済学研究科院生）を置くことができる。
- 第5条 会員は下記の特典を受けることができる。
- (1) 「経済論集」の頒布を受けるほかに、その他の出版物については特価をもって頒布を受けること。
 - (2) 本会の行事、事業に参加すること。
- 第6条 本会の機関としては、総会、委員会を置く。
- 第7条 総会は正会員により構成され、本会の意志を決定する最高の決議機関であって、次の事項を決議又は承認する。
1. 予算及び決算に関すること。
 2. 役員の改選に関すること。
 3. 会則の改廃に関すること。
 4. その他の重要なこと。
- 第8条 委員会は、会員、委員により構成され、総会の決定事項の執行機関である。会長は随時これを招集することができる。
- 第9条 本会に下記の役員を置く。
- (1) 会長 1名 本学経済学部長がこれにあたる。
 - (2) 委員 若干名 正会員中より互選する。
 - (3) 監事 1名 正会員中より互選する。
- 第10条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。委員は会誌「経済論集」その他の出版物の編集刊行にあたるほか、本会の庶務、会計などの日常運営業務を分担する。監事は本会の会計、業務の執行に関する事項を監査し、会の運営の適正を図らなければならない。
- 第11条 本会の役員の任期は2年とする。但し役員に欠員が生じ、補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。役員の重任はこれを妨げない。
- 第12条 本会の経費は、会費、大学予算中論集刊行費、寄附金及びその他をもってこれにあてる。
- 第13条 会員は所定の会費を納入するものとする。
- 第14条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとし、年に1度以上の監査を受けなければならない。

附 則

本会則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成19年4月1日から施行する。